

平成 22 年度定期監査（7）監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 22 年度定期監査（7）を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 22 年 11 月 11 日から同月 30 日までの間において実日数 8 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 22 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 21 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に処理されているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているかを主眼として実施した。

(3) 監査の視点

学校配当予算の執行は適正かつ効果的か、会計処理は適正か、サービス管理は適正か、現金および郵券等の管理は適正か、各種契約の締結、履行内容は適正か、的確な施設管理が行われているか、給食費未納者への対応が適切か、私費会計の管理は適正か等を主眼として監査を実施した。また、小学校内学童クラブにおいては、施設管理が適正に行われているかについて監査を実施した。

(4) 監査対象部課

ア 教育委員会

- ・ 小学校 16 校 中村西、開進第一、開進第三、練馬第三、田柄第二、向山、高松、石神井、石神井西、谷原、立野、大泉第六、大泉東、大泉西、大泉学園桜、南田中
- ・ 中学校 10 校 豊玉第二、中村、開進第一、貫井、光が丘第一、石神井東、上石神井、南が丘、三原台、大泉西
- ・ 幼稚園 光が丘さくら

イ 健康福祉事業本部児童青少年部

- ・ 小学校内学童クラブ 7 か所
開進第一小、谷原小、大泉西小、大泉第六小、石神井小、開進第三小、向山小

2 監査の結果

適正に行われていた。

なお、つぎの 2 点について指導した。

- (1) 簡易工事の事務手続きについて不適切な事例が見られた。
- (2) 就学援助費と教材費の管理について不十分な事例が見られた。